

ふるさと納税を利用した西洋館撮影使用の手続き

○ 寄附及び使用までの手続きは、次のとおりです。

① 寄附金の支払い方法について、納付書またはインターネット利用を選択してください。	
納付書の場合	インターネット利用の場合
② 博物館への問い合わせ 日程調整、注意事項の確認のため、 <u>使用希望日の2週間前までに博物館にお問い合わせください</u> （メール可）。	② 博物館への問い合わせ 日程調整、注意事項の確認のため、 <u>使用希望日の2か月前までに博物館にお問い合わせください</u> （メール可）。
③ 申請書・寄附申込書の提出 「西洋館専用使用許可申請書」と「寄附申込書」を郵送により博物館へ提出してください。※ <u>HP上のファイルを使用</u>	③ 申請書の提出 「西洋館専用使用許可申請書」を郵送により博物館へ提出してください。※ <u>HP上のファイルを使用</u>
④ 寄附金の払込み【納付書】 納付書を郵送しますので、納付書記載の金融機関で寄附金の払込みをしてください。	④ 事前承認番号の通知 申請書の内容を確認し、使用決定に当たっての「事前承認番号」を通知します（メール）。
⑤ 払込みの連絡 寄附金の払込み確認のため、使用日の5日前までに領収証書の写しを郵送、ファックスまたはメールにより博物館へ提出してください。	⑤ 寄附の申込み【インターネット利用】 「入間市ふるさと寄附金」インターネットサイトからお申込み専用フォームを利用して寄附の申込みを行い、寄附金の払込みをしてください。 ※返礼品は「旧石川組製糸西洋館 貸切撮影」を選択してください。 ※備考欄に博物館から通知された「事前承認番号」を入力してください。 ※支払方法は、クレジットカード決済、コンビニ振込、銀行振込、現金書留、自治体窓口での納付の中から選択してください。
⑥ 「西洋館専用使用許可通知書」の発送 寄附金の払込みが確認できましたら「西洋館専用使用許可通知書」を郵送します。	
⑦ 事前の協議 撮影前に使用方法等を確認させていただき、「使用協議書」を作成します。確認の際に建物の破損等につながる恐れがあると判断した場合は、使用方法等の変更や中止を求めることがあります。	
⑧ 当日の使用 管理人が「使用協議書」に基づいて監視・立会い等を行います。 ※郵送済の許可通知書は当日持参してください。 ※使用時間の延長はできません。片づけを含めて時間内に退館してください。 ※使用後は、清掃等を含めて現状を復旧の上、管理人の確認を受けてください。	

問合せ先 入間市教育委員会 博物館 文化財担当
〒358-0015 埼玉県入間市二本木 100
TEL 04-2934-7711 FAX 04-2934-7716
E-Mail ir816000@city.iruma.lg.jp

許 可 条 件

- 1 使用目的は撮影に限ります。
- 2 使用権の譲渡又は転貸をすることはできません。
- 3 使用が終わったときは、速やかに原状に復し、清掃をしてください。
- 4 使用料は、市の発行する納入通知書により納期限までに納付してください。
- 5 既納の使用料は還付しません。
- 6 使用者は、その責に帰すべき事由により使用財産の全部又は一部を滅失し若しくは毀損したときは、市の指示に従いすみやかに原状に回復し、又は損害を賠償する責任があります。

《禁止事項》以下の事項は許可しません。

- ・柱、壁、腰板その他に釘、ねじ等を使用すること。
- ・建具（ドア、窓、ステンドグラス等）を取り外すこと。
- ・スモークや雨を使用すること。
- ・壁、床、外壁にテープを貼ること（ただし、養生のための一時的なテープのみ可とします）。
- ・備え付けの照明器具に物を取り付けること。

《許可事項》以下の事項は事前の許可が必要です。

- ・備え付けの家具の移動・使用（許可できない家具もあります）。
- ・セットを組む・家具等の持ち込み・カメラ用レールや足場等の使用。
- ・革靴・ヒールの使用。 ・飲食・喫煙シーンの撮影。
- ・建物を汚すまたは破損する恐れのある撮影（液体を使うなど）。
- ・電気の使用・火気の使用。

《注意事項》

- ・使用時間は厳守のこと。
- ・機材を移動する場合は引きずらないこと。機材、カメラ、三脚を使用する場合は、床に傷がつかないように養生すること。
- ・窓が開閉しにくいときは無理をせず管理人に相談すること。
- ・大容量の電気器具を使用する場合は、発電機等の外部電源を持ち込んで使用すること。
- ・スタッフの飲食の際は、場所を決め、養生をすること。
- ・館外を含め敷地内は禁煙。近所迷惑となるため西洋館付近の道路での喫煙もしないこと。
- ・ゴミは持ち帰ること。特に流し等の生ゴミは絶対に残さないこと。
- ・使用終了後は、全てを元の状態に戻して、清掃を行うこと。
- ・近隣住民や通行人に影響が生じる場合は事前に周知し協力を依頼するなど、十分配慮すること。